

一般社団法人田川地区防災協会入会規程

制定 平成24年6月1日

(趣 旨)

第1条 この規定は、一般社団法人田川地区防災協会定款（以下「定款」という。）第6条の規定に基づき、入会方法について定めるものとする。

(入会の方法)

第2条 一般社団法人田川地区消防協会（以下「協会」という。）の会員となろうとする時は、別に定める様式(様式第1)により定款7条の規定に基づき、正会員、賛助会員の申し込みを行うものとする。

(会費の納入)

第3条 正会員は、定款第8条の規定で定める会費は、入会時の会費の申し込み口数(様式第1)によって納入するものとする。

2 会費は1口単位とし、1口の額は年1,200円とする。

3 会員が申込口数を変更しようとするときは、別に定める様式(様式第2)により協会に申出なければならない。

4 既納の会費は、返還しない。

(賛助会員の会費)

第4条 賛助会員の会費は、年度会費として納入するものとする。

(会費の納入方法)

第5条 正会員及び賛助会員は、協会からの請求後1年分をすみやかに納めなければならない。ただし、会員の都合により4月、10月に6ヶ月分ずつ分割して納入することができる。

納入場所

一般社団法人田川地区防災協会事務局

福岡銀行 伊田及び後藤寺支店

田川信用金庫 本店及び各支店

西日本シティ銀行 東田川支店

(特 例)

第6条 会費の納入について、この規程によりがたいときは、会長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、一般社団法人の登記の日から施行する。

様式第2（第3条第3項関係）

申込口数変更届

年 月 日

一般社団法人田川地区防災協会

会長 _____ 殿

住所 _____

氏名（事業所） _____ 印

一般社団法人田川地区防災協会入会規程第3条第3項に基づき、 年 月 から、申込口数を変更します。

現口数 _____ 口

増減口数 _____ 口

新口数 _____ 口